

岡山市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山市第六次総合計画及び岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例（平成13年市条例第34号）第3条の基本理念に基づき、全ての人が個人としての能力を発揮する機会が確保され、自己の意思と責任により多様な生き方が選択できる社会を実現するため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した2人の関係であって一方又は双方が性的マイノリティであるものをいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップの関係にある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に定める成年に達していること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が市内に住所を有していること。
 - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。
 - ウ 双方が市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと。
- (4) 共に宣誓をする相手以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (5) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係（パートナーシップに基づき養子縁組をしている又はしていたことによ

り当該関係に該当する場合を除く。) がないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、市職員の面前において、パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)及びパートナーシップ宣誓に関する確認書(様式第2号)に自ら必要事項を記入し、市長に提出するものとする。

2 宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら記入することができないときは、市職員及び双方の立会いの下で、これを代筆させることができる。

3 宣誓をしようとする者は、次に掲げる書類を宣誓書に添えて提出し、又は提示するものとする。

(1) 住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書(宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。)ただし、次項により提示を求める書類により、住所が確認できる場合を除く。

(2) 宣誓時において市内に住所を有していない者の場合は、前号に掲げる書類に代えて、市内へ転入する予定が記載された転出証明書の写し等その事実が確認できる書類

(3) 戸籍抄本、独身証明書等現に婚姻をしていないことを証明する書類(宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。)

4 市長は、第1項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの(有効期限内であるものに限る。)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

5 宣誓をしようとする者は、宣誓する日時等について事前に本市と調整するものとする。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等で市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名を使用することができる。

2 前項により通称名の使用を希望する者は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提示するものとする。

(受領証等の交付)

第6条 市長は、第4条の規定により宣誓がなされた場合において、第3条に規定する要件を満たしていると認める場合は、当該宣誓をした者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第3号。以下「受領証」という。)、パートナーシップ宣誓書受領証明カード(様式第4号。以下「受領証明カード」という。)及び宣誓書の写しを交付するものとする。

(受領証等の再交付)

第7条 前条の規定により受領証及び受領証明カードの交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、当該受領証等を紛失し、若しくは汚損し、又は改姓し、若しくは改名したときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第5号。以下「再交付申請書」という。)を市長に提出することができる。

2 前項の申請書を提出する者は、第4条第4項に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

3 市長は、第1項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、受領証及び受領証明カードを再交付するものとする。

(受領証等の返還)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。この場合において、第1号又は第4号に該当するときは、受領証及び受領証明カードを返還するものとする。

(1) 双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

(2) 一方が死亡したとき。

(3) 一方又は双方が市外に転出したとき(次条第1項の届出書を提出する場合又は転勤その他のやむを得ない事情により一時的に転出する場合を除く。)

(4) 第3条第3号から第5号までのいずれかに該当しなくなったとき。

2 前条第2項の規定は、前項の届出書を提出する者について準用する。

(協定締結地方公共団体への転出)

第9条 宣誓者は、本市とパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定(以下「協定」

という。)を締結している地方公共団体に転出する場合、パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用届出書(様式第7号)を提出することができる。

2 第7条第2項の規定は、前項の届出書を提出する者について準用する。

(協定締結地方公共団体からの転入)

第10条 前3条の規定は、本市と協定を締結している地方公共団体において宣誓を行い、当該地方公共団体において継続使用の手続を行った者であって、本市に転入したもののについて準用する。

(宣誓書の保存年限)

第11条 宣誓書の保存年限は長期とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年6月22日から施行する。

(予約の開始)

2 パートナーシップの宣誓に係る日時等の調整は、令和2年6月22日から行うことができる。